

# 税務課固定資産税担当からのお知らせ

## ◆ 家屋調査にご協力ください

市では、新築・増改築した家屋の評価のため、職員が訪問し調査を行っています。家屋を新築または増改築された場合は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて、その家屋を評価し、1月1日現在の家屋所有者に固定資産税を納付していただくことになります。

また、すでに家屋課税台帳に登載の建物についても、登載事項の変更がないか現況調査を行いますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。



## ◆ 家屋を取り壊された場合

その年度の固定資産税は1月1日現在の家屋所有者に課税されます(翌年度からは課税されません)。お手数ですが、**年内に税務課まで取り壊しの届出をお願いします**。登記をされている建物を取り壊された場合は、法務局への滅失登記も忘れずをお願いします。

## ◆ 土地の用途変更をした場合

①平成23年中に土地を新たに住宅用に供した場合、住宅用地に対する課税標準額の特例を受けるため、平成24年1月31日までに市税務課備えつけの「住宅用地申告書」にて申請してください。

また、住宅用に供していた土地を住宅以外の用に供した場合など、住宅用地に異動がある場合にも申請してください。

### 【例えばこのような場合】

- ▼住宅用地の変更(隣接地の買い足しなど)
- ▼住宅用地以外の土地を住宅用地に変更(土地・家屋の用途変更など)
- ▼住宅用地の全部または一部をそれ以外の用途に変更(店舗・駐車場・住宅の取り壊しなど)

②農地を農地以外の用途に使用したり、農地法に基づいて農地の転用(許可・届出)をした場合などは、翌年度から宅地並評価になります。



詳しくは、市税務課固定資産税担当(市役所1階 ☎32・2115)まで。

# あなたの声をお聴きします - 秋の行政相談週間 -

10月17日(月)から23日(日)までは、秋の行政相談週間です。

行政相談週間は、総務省が行政相談制度を広く国民の皆さんに普及し利用してもらうために、全国一斉に実施しているものです。

小松島市では、この行政相談週間の一環として徳島行政評価事務所の支援のもと、次のとおり行政相談所を開設します。

国・県・市町村など役所の仕事について、苦情がある、困っている、こうしてほしい、制度や仕組みが分からないなど、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

## 行政相談所

- 【日 時】 12月3日(土)  
午前10時から午後3時まで
- 【場 所】 市ミリカホール2階  
(小松島市健康づくりのつどい会場内)
- 【担当行政相談委員】  
森岡孝雄さん、飯沼美恵子さん、  
笹松ちづるさん

※小松島市では、より多くの方にご相談いただけるよう行政相談週間中ではありませんが、12月に開催される「小松島市健康づくりのつどい」会場内に相談所を開設しています。

※月例の無料相談所は、10月25日(火)に、市中央会館(午前10時から午後3時まで)で開設します。ご利用ください。